

巨理町環境基本条例の解説

平成20年8月

巨理町町民生活課

目 次

1. 巨理町環境基本条例の解説について	2
◇巨理町環境基本条例の概要	2
・なぜ条例を制定するのか	2
・条例の構成・特徴	2
(1) 前文の採用	2
(2) 条例の性格	2
(3) 環境法令及び条例体系	4
(4) 環境基本条例の体系	5
2. 環境基本条例の解説	6
前文	6
第1章 総則	8
第1条 目的	8
第2条 定義	8
第3条 基本理念	9
第4条 町の責務	10
第5条 事業者の責務	11
第6条 町民の責務	12
第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策	12
第7条 施策の基本方針	12
第8条 環境基本計画	13
第9条 環境への配慮	14
第10条 報告書	15
第3章 良好な環境保全及び創造を推進するための施策	15
第11条 環境影響評価の推進	15
第12条 規制の措置	16
第13条 誘導的措置	17
第14条 森林及び緑地の保全等	17
第15条 公共的施設の整備等	18
第16条 廃棄物の減量等	19
第17条 環境管理体制の整備	19
第18条 環境教育の振興等	19
第19条 良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進	20
第20条 情報の提供	21
第21条 環境状況の把握	22
第22条 国、県及び他の地方公共団体等との協力	23
第23条 地球環境保全の推進	24
第24条 財政上の措置	24
第4章 巨理町環境審議会	25
第25条 設置及び所掌事務	25
第26条 組織	25
第27条 任期	25
第28条 会長及び副会長	25
第29条 会議	25
第30条 庶務	25
第31条 委任	26
附 則	26

1. 巨理町環境基本条例の解説について

◇巨理町環境基本条例の概要

(なぜ条例を制定するのか)

- なぜ、今条例を制定するのかは、条例の前文にも記載しておりますが、日常生活や事業活動が大量に資源やエネルギーを消費することにより、身近な環境にさまざまな影響を及ぼすとともに、地球規模での環境を脅かすものになっています。

近年、世界中で多くの自然災害が発生し、地球温暖化による気候変動が原因ではないかと言われています。地球温暖化等の地球規模での環境破壊を回避するためには、これまでのような大量生産、大量消費、大量廃棄型の事業活動や日常生活を見直し、環境にやさしい省資源、省エネルギー型社会、循環型社会を築くために創意工夫して環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくらなければならない。

- 第4次巨理町総合発展計画の策定に当たって、平成17年7月に満20歳以上の町民の中から無作為に抽出した2,000人を対象に実施した住民意識調査の結果、これからのまちづくりの基本方向についてたずねたところ、「健康福祉のまち」(53.2%)、「環境保全のまち」(33.0%)、「快適住環境のまち」(31.4%)が上位を占めました。

このことから、町民が求める今後のまちづくりの基本方向は「環境」を重視した施策であることが明確に示されています。

- こうした中で、本町においても環境保全に関する基本理念や基本方針を明らかにし、町に関わるすべての町、町民、及び事業者が、「地球環境を保全しつつ、持続的発展が可能な地域社会をつくる」という共通の認識の下に対処していくことが、大変重要となってきています。

このような共通認識の下で、地域の自然的社会的状況に応じた取組を総合的、計画的に推進することとあわせ、良好な環境の再生、保全及び創造を基本に、地球環境をも視野に入れた施策を積極的に推進していくための条例を制定するものです。

(条例の構成・特徴)

(1) 前文の採用

前文は、「法令の条項の前に置かれ、その法令の趣旨、目的又は基本的原則を述べた文章」で、憲法や教育基本法などのように、その法令の制定の由来や基本原則を特に強調して宣明する必要がある場合に置かれることがあります。

この条例は、巨理町の環境に関する基本条例であることから、前文を採用し、条例制定の基本的な考え方や目的、今後あるべき姿などを盛り込みました。

(2) 条例の性格

この条例は、町の環境に関する施策等の理念や基本的考え方を包括する位置付けを持つもので、町は、環境に関して統一した目標を持ち、環境優先の理念を行政施策全体に浸透させ、総合的な環境行政に取り組むことが必要であるという認識に立った条例です。

従って、具体的事項についての規定は環境基本計画や個別の条例等に委ねることとし、条例においては施策の方向付けを行うこととなります。

また、今日の環境問題に的確に対処していくためには、町、町民、及び事業者の協力・連携

の下に多面的な施策を展開していくことが重要であり、本条例は、このような考え方を基本に、様々な分野における環境施策等に共通する理念や施策の基本的方向を定める環境施策の規範としての性格を持つものです。

〈根拠法令等〉

この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）第7条の「地方公共団体の責務」、第36条（地方公共団体の施策）の、「国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。」の規定及び宮城県環境基本条例第五条の（市町村の責務）の「市町村は、良好な環境の保全及び創造に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」を受けたものです。

【参考】環境基本法の性格（「環境基本法の解説」より要約）

- ①「基本法」は、国政に重要なウェイトを占める分野について、制度、政策に関する基本方針を明示することにより基本的政策の方向性を示すことを主な内容とする法律です。憲法と個別法をつなぐ位置付けを持ち、具体的な施策は、個別の法制上の措置や財政上の措置等を中心にして実施されることになるものです。基本法という題名のついた法律は、環境基本法以外に平成13年1月現在19法律が制定されています。
- ②「基本法」は、法形式としては、一般の法律と同じであって、他の法律の上位法ではありませんが、その対象分野について他の法律に優越する性格を持ち、他の法律がこれに誘導されるという関係に立つものです。

環境法令及び条例体系

環境基本法

宮城県環境基本条例
亶理町環境基本条例

基本的

- 環境教育推進法
- 環境影響評価法
 - ・宮城県環境影響評価条例

地球環境

- 地球温暖化対策推進法

自然保護

- 自然環境保全法
 - ・宮城県自然環境保全条例
- 自然再生保護法
- 鳥獣保護法
- 種の保存法
 - ・宮城県希少野生生物保護条例
- 外来生物法

循環型社会

- 循環型社会形成推進基本法
- 資源有効利用促進法
 - ・容器包装リサイクル法
 - ・家電リサイクル法
 - ・食品リサイクル法
 - ・建設リサイクル法
 - ・自動車リサイクル法
- グリーン購入法

廃棄物処理

- 廃棄物処理法
 - ・亶理町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
 - ・亶理町みんなできれいなまちにする条例

公害関係（典型七公害）

- ・宮城県公害防止条例
- ・宮城県公害紛争処理条例

水質汚濁

- 水質汚濁防止法

大気汚染

- 大気汚染防止法
- オゾン保護法
- フロン回収破壊法

悪臭防止

- 悪臭防止法

騒音・振動

- 騒音規制法
- 振動規制法

地盤沈下

- 工業揚水法

土壌汚染

- 土壌汚染対策法

科学物質

- ダイオキシン類特別措置法

その他環境関連法

- 河川法、森林法 etc

巨理町環境基本条例の体系

前 文

第1章 総則（第1条—第6条）

目 的

定義

基本理念

各主体責務（第4条—第6条）

町の責務

事業者の責務

町民の責務

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条—第10条）

施策の基本方針

環境基本計画

環境への配慮

報 告 書

第3章 良好な環境の保全及び創造を推進するための施策（第11条—第24条）

環境影響評価の推進

規制の措置

誘導的措置

森林及び緑地の保全

公共的施設の整備等

廃棄物の減量等

環境管理体制の整備等

環境教育の振興等

良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進

情報の提供

環境の状況の把握等

国県及び他の地方公共団体等との協力

地球環境保全の推進

財政上の措置

第4章 巨理町環境審議会（第25条—第30条）

巨理町環境審議会の設置

○巨理町環境基本条例の解説

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条—第10条)

第3章 良好な環境の保全及び創造を推進するための施策(第11条—第24条)

第4章 巨理町環境審議会(第25条—第31条)

附則

前文

私たちのまち巨理町は、宮城県の東南部に位置し、東を太平洋、西を阿武隈高地、そして北は悠久の流れからなる阿武隈川で囲まれています。

町域は、西側は緑豊かな典型的な里山地帯、東側は阿武隈川の氾濫原によって形成された肥沃な沖積平野と大きく二分されています。また、阿武隈川河口には県内最大規模の干潟を有する鳥の海があるなど多様な地勢からなっています。気候も温暖で県内でも最も生活しやすい自然環境に恵まれた地域といえます。

私たちは、今までその恵まれた環境を生かした人と自然との共生を重視した発展を進めてきました。

しかし、近年、槻木大橋の開通、逢隈駅の開業、高速自動車道の開通等交通体系の整備とあいまって、利便性を重視した都市的発展が急速に進んでいます。そして又その一方では多様な公益機能を有する森林や農地等が減少し、都市生活特有の公害の発生が心配されてきているのも事実であります。

私たちは、健康で快適な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利とそれを守り未来に引き継ぐ義務があります。

すべての町民が将来にわたって、町民一人ひとりが誇りを持って、暮らしやすさと、そして住むことへの安心が実感できる環境を保全し創造するためには、地球温暖化等の進行によって世界各地で発生している自然災害の現象を深刻に受け止め、その解決は一人ひとりの行動の積み重ねが基本であることを認識し、国、県等との協働により防止に努めることとします。

私たちが地域内で具体的に行動するに当たっては、巨理の自然は巨理だけの個性を有した自然であることを認識し、その仕組みを正しく理解し「人と自然が共生できるまち巨理」を目指すためには何をやらなければならないか、また何をやってはならないかを真剣に考える必要があります。

このような認識の下に町民が一丸となって、町の良好な環境を保全し創造することを決意しここに巨理町環境基本条例を制定します。

【趣旨】

前文では、条例の制定趣旨、目的、理念等を宣言し、本条例が環境の再生、保全及び創造に取り組む決意を表明するとともに、持続的発展が可能な社会の実現を目指すことを宣言しています。

この前文においては、

- ①に巨理町の環境などの地域特性を述べています。
- ②に人の活動が様々な環境問題を誘発し、地球規模までも影響を及ぼしていることについての現状を述べています。
- ③に本来すべての町民が保有する環境についての権利と、良好な環境を将来の世代に継承する責務について述べています。
- ④ですべての者の責任遂行と協力・協働により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現とこの条例が目指す方向について記述しています。

【説明】

・「環境」とは

環境といってもその概念が広いので、この条例で「環境」とは「自然環境」（大気、水、土壌及び野生生物からなる環境）及び「生活環境」（人間の日々の生活に大きく関わっている空気、水、日照、樹木及び騒音等の環境）とします。

なお、文化的遺産や子育て環境等の「社会環境」は人と人（又は人と人の営み）に関わる問題であることから別の対策で考えることが適当と考えています。

・「健康で快適な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利」とは

私たち人間が、健康でうるおいや安らぎが実感できる文化的な生活を送り、恵み豊かな環境を享受するには、良好な環境の保全と快適な環境の維持・創造が重要で欠くことのできないものであるとの考えから、この条例の理念を実現するための基本認識として、自由権的側面（憲法第13条）と社会的側面（憲法第25条）の規定を踏まえています。

第十三条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第二十五条【生存権、国の生存権保障義務】

1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

・「未来に引き継ぐ」とは

人類の生存の基盤である環境は、将来の世代も含めて共有されているもので、すべての町民は、環境を保全し、将来の世代へ引き継ぐ義務を担っています。

・「地球温暖化等」とは

地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、生物多様性の減少、森林の減少など、地球規模で人間の活動により大きな影響を受けている現象のこと。

・「人と自然が共生」とは

「共生」とは、本来は生物学の用語で、異種の生物と一緒に生活し、互いに行動的または生理的な結びつきを恒常的に保つことをいいますが、この条例の「自然と人との共生」では、広く人と自然とが好ましい関係を維持しながら共存する状態をいうものとして用いています。平成6年12月に閣議決定された「環境基本計画」の4つの長期目標である「循環」「共生」「参加」「国際的取組」の一つに位置付けられています。

・「協力・協働」とは

協力という言葉は、力を合わせることであり、協働は、協力して働くことという意味を持っています。類似の言葉として、「連携」があり、条例では双方を用いています。両者の使い分けは必ずしも明確とはなっていませんが、前者は実際に行動を喚起する条文にも用い、後者は、理念的意味合いの条文に用いています。特に協働は、ともに汗を流すという意味を込めて、より積極的に参画を期待し使用しています。

環境問題については、行政で全てを解決することは困難であり、またその経費を税で全て賄うことも困難です。環境問題の解決は、町、町民、町民団体及び事業者の主体的行動をもって初めて実現できるものであり、それぞれが相応の負担と責任を分担することが必要です。

第1章 総則

条例の目的、用語の意義、基本理念及び町、事業者、町民の責務を規定しています。

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。

【趣旨】

「現在及び将来の町民が健康で文化的かつ安全な生活を安定して営むことのできる良好な環境を確保し、継承すること」を目的としています。

【説明】

・「良好な環境の保全及び創造」とは

公害のない、豊かな自然に恵まれた環境を適切に保護、利用するとともに、町民がうるおい、やすらぎ、ゆとりといった精神的な充足も満たされるような快適な環境についても維持し、積極的に創り上げていくことを意味している。

※「保全及び創造」

「保全」とは、環境を人にとって良好な状態に保持することを意味します。

「創造」とは、良好な状態に保つとともに、より質の高い環境を実現すべく努力をしていくという決意を表しています。

・「施策の基本となる事項」とは

この条例の第2章に定める良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本方針並びに環境基本計画(第7条、第8条)をさしています。

・「総合的かつ計画的に推進」とは

「総合的」とは、この条例の第3章に定める町が講ずる環境の保全及び創造を推進するための施策(第11条―第24条)を、全体として有機的に連携を図りながら推進していくことであり、「計画的」とは、将来を見通して、多様な施策を体系的に組み立てて実施していくことをさしています。

・「現在及び将来の町民」とは

今日の環境問題は、地球環境問題に象徴されるように、空間的な広がりだけでなく、将来の世代にまで及ぶ時間的な広がりももっています。環境のもつ恵みを現在の町民だけでなく、将来の町民が享受できるよう継承していくことを、基本的な理念としたことを受けて、条例の目的にもその旨を明記しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

【趣旨】

この条例で用いられる用語のうち、特にその内容について説明をしておいた方がよいと思われる用語について規定しています。

【説明】

・「人の活動により環境に加えられる影響」とは

人為的な原因に基づくものに限られ、地震、台風、落雷、洪水や自然現象に基づく地盤沈下などのように天然自然現象を原因とする人の生命・健康や生活環境への被害は含まれない。「環境への影響」のうち、個別の活動によって環境に新たに加えられた部分を示す概念であり、「環境への負荷」には、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然の景観が変更されることによるもの等があります。

・「環境の保全上の支障の」とは

「環境の保全上の支障」とは、人の権利義務に直接関わるような規制等の施策を講ずる目安となる程度の環境の劣化が生じることで、おおむね、

- ①人の活動に伴って大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が劣化することによって公害その他の人の健康や生活環境に関わる被害が生ずること。
- ②開発行為等によって自然環境が劣化すること又は一定の緑地の確保が必要な場合等において必要な自然環境の整備がされないことにより、広く公共のために確保されることが不可欠な自然の恵沢が確保されないこと。(保全すべき環境が保全されないこと。)をいうものであり、公害の防止や自然環境の適正な保全は、環境の保全上の支障の防止の一部であるものをいいます。

・「原因となるおそれのあるもの」とは

直接かつ単独で環境の保全上の支障を引き起こすものばかりでなく、二酸化炭素やフロンのように集積することなどによって環境の保全上の支障を引き起こすものも含まれます。

その影響が、自然の再生能力や浄化能力の範囲内のものである場合は、環境への負荷ではありません。

・「事業活動その他の人の活動に伴って」とは

公害の主たる原因が、事業活動による産業型のものが多いと考えられています。また、産業型の他に、都市型、生活型の公害も含まれるためこの様な記述になっています。

・「相当範囲」とは

公害問題は、単に相隣関係的な問題にとどまらず、ある程度の地域的な広がりをもっている問題であるため「相当範囲」としたもので、被害が必ずしも相当範囲にわたって生じている必要はありません。

なお、実際にはどのような範囲とするかあらかじめ決定することは困難であり、行政として対応すべき事態に至っているかどうかなど、問題の状況に応じて検討し、解釈するものです。

・「生活環境」とは

「生活環境」には、常識的に理解されるもののほかに、人の生活に密接な関係のある財産、人の生活に密接な関係のある動植物とその生育環境も含まれます。

密接な関係にあるものを保護することによって、生活を保護することになるという意味があります。また、「人の生活に密接な関係のある動植物」は、食用に供する魚、獲って利益を生む魚というように有用な動植物をいいます。

(基本理念)

- 第3条 良好な環境の保全及び創造は、すべての町民が健康で快適な生活を営むことができるように、人と自然が共生できる町土を構築し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 良好な環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な町土を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての者がこれら自らの課題として認識し、事業活動及び日常活動において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない。

【趣旨】

環境保全及び創造に取り組んでいく上で基本となる考え方を、基本理念として規定しています。

- ・「環境の恵沢を享受すること、及び将来の世代に引き継ぐ」ことを規定します。
- ・「環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築する」ことを規定します。
- ・「地球環境保全の積極的推進する」ことを規定します。

【説明】

・「良好な環境」とは

前文の解説でも説明していますが、公害等の私たちの健康や生活を脅かす問題がないことはもとより、清浄な空気や水、静けさなどが確保され、自然環境が適正に保全されている、うるおい、安らぎ、ゆとりなど精神的充足を満たすような快適な環境のことをいいます。

・「人と自然が共生」とは

「共生」とは、本来「異種の個体が密接に結びついて一緒に生活していること」をいいますが、この条例では、自然環境の保護あるいは適切な整備など、賢明な利用を図るとともに、自然とのふれあいの確保を図ることなどをいいます。

・「将来の世代に継承」とは

人類の生存基盤である環境は、将来の世代も含めて享有しているものであり、将来の世代においても、環境の恵沢を享受できるよう引き継ぐ必要があることを示したものです。

・「環境への負荷」とは

人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

・「持続的な発展が可能」とは

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ発展するものであること、及び健全な経済の発展を図りながら発展するものであることが示されています。さらに持続的な発展が可能な社会の構築の手段として、社会経済活動による環境への負荷を低減することや、その他の環境の保全に関する行動が、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われるようになるということが示されています。

・「自主的かつ積極的」とは

環境保全に取り組む姿勢を示したもので、「自ら進んで」という意味です。各主体である町、事業者及び町民に「自主的かつ積極的な環境保全の取組み」を求めることは、この条例を制定する趣旨の中心となります。

・「すべての者がこれら、自らの課題として」とは

地球環境問題は、主として私たち人類の日常生活や事業活動における環境への負荷の集積に起因しているという認識をもち、それぞれの取り組む姿勢を求めています。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。

【趣旨】

環境の保全と創造に取り組む町の姿勢、考え方を規定しています。

【説明】

・「町」とは

「町」という用語は、執行機関としての町長だけでなく、議会なども含めた総体としての町をいいます。これに対し、町の施策の具体的な実施主体をさす場合は、執行機関の総括者である「町長」という用語を用いています。

・「責務」とは

「責務」とは、自分がかかわった事柄や行為から生じた結果に対して当然しなければならない務めであって、「役割」とは割り当てられた事柄を成しとげなければならないことです。

今日の環境問題は自らの日常生活や事業活動による環境への負荷の集積によって起因していることを踏まえると自ら取り組まなければならないことから、ここでは「責務」を用いるものとします。

※責務規定は、条例の目的の実現達成のために負うべき責務について定めるものであり、地方公共団体や、地域住民その他の関係者に対し、一般的な義務を課すものとして意義を有するものといえる。すなわち、これによって直接に、具体的な義務が生ずるものではなく、違反に対する制裁規定も置かれず、訓示規定としての性格をもつにとどまります。責務規定に基づく具体的な義務は、あくまでも条例の中核をなす実体的規定において定められ、具体化されるものであり、責務規定は、その実体的規定を補完し、補強する精神的な義務規定として、関係者、関係団体に条例の目的の実現のために心構えを要請するものといえる。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止するために必要な措置及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するとともに、町が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

【趣旨】

事業者が環境の保全上の支障について、その原因者としてその負荷の量が一般の住民と比較して大きいことなどから、事業者の取り組むべき役割・責務を規定しています。

事業者とは、農林漁業を含むすべての事業活動を行う者をいいます。

【説明】

・「事業者」とは

この条例においては、反復継続して一定の行為を行うことを業務とする者を「事業者」といい、必ずしも営利目的で事業を営む者に限らず、公益・公共事業を営む者も含まれます。また、国、地方公共団体、町民についても、事業を営む主体として捉えられる場合には「事業者」と概念されることとなります。

例: 保育園、幼稚園、小中学校、高等学校、農業、製造業、販売業、サービス業、医療機関、公共機関など

・「公害を防止するために必要な措置及び自然環境を適正に保全するため」とは

公害を防止するための措置としては、ばい煙や汚水などの汚染物質の処理、公害防除施設の設置、操業方法の改善など公害を防止する上での必要なすべての措置をいいます。

また、自然環境の適正な保全のための措置としては、事業実施に当たって、自然環境に及ぼす影響

の予測、破壊の防止策の検討、影響を最小限に抑える設計・施工方法の採用、残土処理、工事後の植生復元などがあります。

「適正な」とは、地域の自然条件や土地利用状況等の特性に応じたことをいいます。

・「必要な措置を講ずる」とは

汚染物質を排出している者が、それによる環境汚染を防止するための費用を自ら負担すべきであるという「汚染者(原因者)負担の原則」を踏まえたもので、事業者が公害や自然環境の保全上の支障の原因者として、その防止や復元のための措置をとるべきことを重要な責務としたものです。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、良好な環境の保全及び創造に資するよう自ら活動するとともに、町が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

【趣旨】

町民一人一人の日常生活によって環境へ負荷を与えることから、町民一人一人が負荷の低減に努め、環境保全のために自主的、積極的な取り組みを行うことを規定しています。

町民とは、町内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在する者又は通過する者をいう。

【説明】

・「日常生活に伴う環境への負荷の低減」とは

日常生活に伴う環境への負荷の低減とは、具体的には、生活排水による水質汚濁防止のための洗剤等の適正使用、大気汚染防止などのための自家用車の使用自粛、家庭ごみの減量化やポイ捨てをしないなどが挙げられます。

・「自ら活動」とは

町民が、環境への負荷の低減や環境保全に自主的、積極的に取り組むことが必要であることを規定したもので、資源リサイクル活動、植樹等の緑化活動、自然などについて理解を深める自然観察会などへの参加が挙げられます。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

環境基本計画等の良好な環境の保全及び創造に関する基本的な施策を規定しています。

(施策の基本方針)

第7条 町は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を策定及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として施策相互の連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等の自然的環境構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康を保持及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が共生することのできる良好な環境を確保すること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、地域の特性を活かした自然環境及び歴史的、文化的財産の保存並びにこれらの特性を活かした魅力ある都市空間の形成を図ることにより、より質の高い環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。
- (5) 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、町、町民及び事業者が協働することのできる社会を形成すること。

【趣旨】

この条例の基本理念の実現に向けて、町が施策を講じていく上で基本となる考え方を規定していま

す。

- ・ 公害などから、人の健康を保護することや生活環境の保全について
- ・ 自然環境の保全について
- ・ 快適な環境の保全・創造について
- ・ 循環型社会の形成と廃棄物対策について
- ・ 町、町民及び事業者が協働できる社会の形成について

【説明】

・「生態系の多様性の確保」とは

生物の多様性の保全は、生物の系として多様性が高い状態が環境保全上好ましい状態であるという考え方に立つものであり、「生物の多様性」の概念は、「生物の多様性に関する条約」第2条において定義されており、地球上に存在する多様な生物すべてに違いがあることを意味し、生命誕生から40億年の生物進化の結果生み出されてきた。大きく「生態系の多様性」「種間の多様性」「種内の多様性」の3つに分けられ、微妙なバランスの上に成り立っています。

- ① 多様な生態系が存在するという「生態系の多様性」
- ② 多様な種が存在すること。すなわち全地球的に種の絶滅が防止され、及び個々の生態系が多様な種から構成されているという「種間の多様性」
- ③ 同じ種においても、多様な地域的個体群が存在することを含め、同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性」「野生生物の種の保存」は、生物の多様性の確保の例示の一つです。

・「人と自然との豊かなふれあい」とは

自然との豊かな触れ合いとは、環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに話し合うように調和が保たれていることであり、物質的な豊かさや利便性ではなく、うるおい、やすらぎ、ゆとりといった精神的な充足感をもたらすものです。

・「エネルギーの有効利用」とは

地球温暖化などの地球環境問題を考えた場合、地域として取り組むことができるものの一つとしてエネルギー対策が重要であります。

エネルギー対策としての基本は、省エネルギーを進めることですが、未利用(廃熱・余熱)エネルギーの活用、太陽熱、風力、雪冰冷熱などの自然エネルギーの活用などもあることから、これらをまとめて「適正かつ有効な利用」としたものです。

(環境基本計画)

第8条 町長は、前条を踏まえ、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、巨理町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向及び配慮の方針
- (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、巨理町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めるときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

【趣旨】

環境の保全と創造に関する基本的な計画として、環境基本計画を策定すべきことを規定しています。

環境基本計画は、環境保全施策の総合的・計画的な推進の中心となる計画で、町が自ら行う施策の基本的な方向を示すとともに、事業者、町民などの主体の自主的積極的な取り組みを促す役割を持つものです。

【説明】

・「施策を総合的かつ計画的」とは

この条例は、「環境基本法」「循環型社会形成推進基本法」「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(環境教育推進法)」の3つの法律を基にしておりますので、それらを踏まえた総合的な計画を策定します。

・「あらかじめ、町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置」とは

環境基本計画には、町民や事業者の期待する取組内容や、取組を促すために講ずる施策を盛り込むことになるため、その策定過程において町民や事業者の意見を取り入れることにするものです。

具体的には、手紙やFAXなどによる意見の募集、意見聴取会の開催、意向調査の実施などが挙げられます。

・「公表」とは

環境基本計画の円滑な推進を図るとともに、各主体の理解と協力を得て、各主体が自主的・積極的に環境保全に取り組むことが重要であることから、環境基本計画を公表するものです。

公表の方法としては、町広報への概要掲載、冊子・パンフレットの作成などが考えられます。

なお、環境基本計画は、第11条の報告書によってその進行管理を行いますが、おおむね5年程度で定期的に見直し、それを繰り返すことでより良い環境都市を目指します。

(環境への配慮)

第9条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図るとともに、効率性等を総合的に判断しながら、その影響が低減されるよう十分に配慮しなければならない。

【趣旨】

町が実施する各種施策が広範多岐にわたっており、それに伴う環境への影響も広範多岐にわたることが考えられることから、町が施策を策定・実施するに当たっては、環境への影響の減殺が図られるよう、必要な措置を講ずることを規定しています。

【説明】

・「影響を及ぼすと認められる施策」とは

ある施策が影響を及ぼすか否かの判断は、施策の策定・実施主体によって行われるものであり、本規定では、町が行う施策について想定している。なお、複数の機関が関与して施策の策定、実施する場合には、必要に応じてこれらの機関が当該判断に関与することになります。また「施策」とは、環境との関連を有する町のすべての施策が含まれるものであり、個別事業が特定される以前に当該事業全般にわたる計画等を策定する場合の環境配慮は、本条により起立され、一方で個別事業における環境配慮は、本条の規定のほか、規模が大きいなど一定の要件に該当する場合には、第12条の環境影響評価の推進によっても規律されることとなります。

町が、例えば大規模な建物を新しく造る場合等は、土地の造成や建設中の騒音や振動、完成後の使われ方等によって、環境に大きな影響を与えます。このような場合は、各種の法令を順守することは

当然ですが、それ以外のことについても環境基本計画に定めた配慮事項等の内容に従って事業を行うとするものです。

なお、町の様々な課ごとで行う施策の中で環境の保全及び創造に関するものを調整して、より効果的に行うための庁内の会議(企画調整会議等)を設置し、その会議等で上記の環境基本計画との整合を図っていきます。

・「その影響が低減されるよう十分に配慮」とは

当該施策の策定・実施にあたり、環境への影響の減殺が図られるよう、必要な措置を講ずることあります。

なお、環境への配慮の程度や具体的内容については、施策の種別や内容などによって異なるものであり、個別の施策の実施上で具現化するものとします。

(報告書)

第10条 町長は、必要に応じて、環境の状況、町が講じた良好な環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

【趣旨】

環境基本計画の適切な進行管理を行うため、必要に応じて、環境の状況や計画に基づく施策の実施状況等を把握し、それらに関する報告書を作成し、公表することを規定しています。

【説明】

・「報告書」とは

報告書は、環境の状況や実施した施策等の内容を報告するものであり、町の環境の現状や施策を総合的に把握し、環境についての考察を含めて、課題認識を町、町民、町民団体及び事業者が共有し基本計画や実行計画の進行管理に役立てていこうとするものです。

施策の状況等単に環境の現状や施策の実施状況だけではなく、今後新たに講じようとする施策も含まれます。

・「公表」とは

必要な措置公共施設等で一定期間縦覧して文書で意見をもらったり、インターネット等により意見をもらったりする。また、環境フェア等において報告を行うことにより、町民、町民団体及び事業者の意見を聴取する場を設けること等を予定しています。

第3章 良好な環境の保全及び創造を推進するための施策

良好な環境の保全及び創造を推進するための施策について規定しています。

(環境影響評価の推進)

第11条 町は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施にあたりあらかじめその事業に係る影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る良好な環境の保全について適正に配慮することを効果的に推進するため、国、県と一体となって必要な措置を講ずるように努めなければならない。

【趣旨】

開発事業の実施によって生じる環境の悪化を未然に防止するための有効適切な手段である環境影響評価について、これを効果的に推進するために国・県と一体となって必要な措置を講ずることを規定しています。

【説明】

・「環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業」とは

「環境に著しい影響を及ぼすおそれ」があるかどうかは、個々の事業の規模や内容等に照らして判断されることとなりますが、「環境影響評価法」や「宮城県環境影響評価条例」で規定する事業のほか、本町の地形、地理的条件等の自然的条件及び産業活動の状態や町民の生活スタイルなどの社会的経済活動状況等の社会的条件等に照らし合わせ判断することとなります。

宮城県環境影響評価条例では、次の10事業を対象としています。

事業の種類	第1種事業	第2種事業
1 道路	4車線7.5km 以上	第1種事業以外の事業で ・住居専用地域内で4車線2km 以上 ・国立公園等の特別保護地区内等で2車線1km 以上 ・国立公園等の特別地域内等で2車線5km 以上
2 河川 ・ダム ・堰 ・湖沼水位調節施設 ・放水路	75ha 以上 75ha 以上 75ha 以上 75ha 以上	20ha 以上75ha 未満 20ha 以上75ha 未満 20ha 以上75ha 未満 20ha 以上75ha 未満
3 鉄道 ・普通鉄道 ・軌道(普通鉄道相当)	7.5km 以上 7.5km 以上	2km 以上7.5km 未満 2km 以上7.5km 未満
4 廃棄物最終処分場	25ha 以上	10ha 以上25ha 未満
5 公有水面埋立て及び干拓	40ha 超	20ha 以上40ha 以下
6 土地区画整理	75ha 以上	20ha 以上75ha 未満
7 住宅団地造成	75ha 以上	20ha 以上75ha 未満
8 レクリエーション施設 ・公園の設置事業 ・運動施設等	75ha 以上 75ha 以上	20ha 以上75ha 未満 20ha 以上75ha 未満
9 工場・事業場用地造成事業	75ha 以上	20ha 以上75ha 未満
10 その他 ・土石採取場 ・複合事業	75ha 以上 商の和が1以上	20ha 以上 商の和が1以上

・「あらかじめその事業に係る影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い」とは

「あらかじめ」とは、少なくとも事業実施前に環境影響評価を行うことをいうものです。

「環境への影響」には、工事施工中の影響のみならず、工事が完了して施設の供用がなされた後の影響についても含まれます。

事業の実施(着手)前に、その事業の工事施工中、工事完了後(供用後)の環境への影響について、事業者自らの責任と負担で、恣意に流れることなく、公正・客観的に調査、予測及び評価を行うことをいいます。

・「その事業に係る良好な環境の保全について適正に配慮する」とは

環境への配慮には、工事施工中の配慮のみならず、工事完了後(供用後)の配慮も含まれます。

・「必要な措置」とは

宮城県環境影響評価条例の中で定められている町長の意見などがあります。

また、事業者自らが適正な調査、予測及び評価を行うために、町としても、今後環境影響評価法や宮城県環境影響評価条例による手続などを参考とし、本町における環境影響評価手続についても巨理町開発指導要綱等との整合性を図りながら検討することとなります。

(規制の措置)

第12条 町は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 町は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

規制の措置は、これまでの環境行政において、重要な役割を果たしてきた手法で、今後も引き続き実施していくことが必要であることから、その実施の根拠を規定しています。

【説明】

・「公害の原因となる行為」とは

公害を発生させる原因となる物質を排出したり、発生させたりする行為をいいます。

・「規制の措置」とは

大気汚染や水質汚濁など、公害を発生する原因となる物質の排出等の行為を規制することを定めたものであり、具体的には、国及び県による環境に関する規制等の措置については次のようなものが挙げられます。

(国の法律によるもの)

- ・大気汚染防止法・水質汚濁防止法・騒音規制法・悪臭防止法・振動規制法
- ・環境影響評価法・ダイオキシン類対策特別措置法・自然環境保全法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

(県の条例によるもの)

- ・公害に関する規制対象工場 ・施設の追加・拡声器の使用の制限
- ・夜間営業等の騒音の制限 ・燃焼不適物の燃焼行為の禁止

・「環境の保全上の支障を防止」とは

環境の保全上の支障とは、町民生活に影響の出るような環境の悪化が生じることをいい、例えば空地における雑草の処理や、ごみ、吸い殻等のポイ捨てなどを含め、第1項の公害の防止のための規制以外の現象での人の健康・生活環境に被害を生じるようなものが出てきた場合に適切に対処できるようにしたものです。

・「必要な措置」とは

都市公園条例では、公園内の風致景観を維持するため、公園内を条例で定める行為を行う場合は、町長の許可を受けなければならないとしています。また、条例で定める行為を禁止しています。措置としては、規制のほか、行政指導、助言、普及啓発、情報提供などがあります。

・「講じなければならない」と「努めなければならない」

具体的な局面ごとに求められる責務の強さを相対的に比較し、責務の強さの程度に応じて規定しており、その主体の責務の程度が比較的軽く、「講じなければならない」とするほど強い責務を課すことが適当でない場合に限り「努めなければならない」と規定しています。

(誘導的措置)

第13条 町は、事業者及び町民が自らの行為に係る環境への負荷を低減するための適切な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

環境への取り組みとして、規制という強制力のある手段のほかに、事業者及び町民が自らの行為に係る環境への負荷を低減するための適切な措置を自発的にしてもらうよう誘導することも有効な手段ですので、必要な措置を講ずることを規定しています。

(森林及び緑地の保全等)

第14条 町は、森林、公園、緑地及び水辺空間の整備、保存並びに活用、その他の潤いと安らぎのある快適で良好な環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

森林の整備、公園、緑地及び水辺空間の整備、歴史的遺産及び文化的財産の保存並びに活用、その他の潤いと安らぎのある快適で良好な環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずることを規定しています。

【説明】

・「公園、緑地及び水辺空間の整備」とは

自然環境の健全な利用促進と自然に親しみ、ふれあうための事業を位置付けるもので、町民のニーズの高まりに対応し、都市公園法や都市緑地保全法という都市公園や緑地の整備を行うことなどが挙げられます。

なお、快適な環境の創造に関する施策として、身近な緑や水辺とのふれあいの場づくりなどが想定されます。

都市緑地保全法にいう「緑地」とは樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

(公共的施設の整備等)

第15条 町は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的な施設整備、その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

環境の保全上の支障の防止に資する公共的な施設の整備並びに施策を推進するため、必要な措置を講ずることを規定しています。

【説明】

・「その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的な施設整備」とは

「その他」には、大気環境等への配慮事業、自然景観への配慮事業及び環境への負荷の低減に資するバイパス道路事業などが挙げられます。

「公共的施設」とは、施設の性格をい、設置・整備主体が公的主体であるか民間事業者であるかを問うものではありません。

主な事業

- ・大気環境等への配慮事業(焼却施設、フロンガス回収)
- ・自然景観への配慮事業(良好な自然景観の保全、修景等の緑化)
- ・公共施設の整備(廃棄物の減量化・リサイクル施設、廃棄物の適正処理施設、下水処理施設、し尿処理施設)
- ・環境への負荷の低減に資する道路整備事業

(廃棄物の減量等)

第16条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者等による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設等に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に努めなければならない。

【趣旨】

環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を実現するために、廃棄物の減量化及び資源の循環的な利用を促進し、必要な措置を講ずるとともに、町が率先して資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に努めていることを規定しています。

【説明】

・「廃棄物の減量」とは

廃棄物については、住民の関心が高く、環境施策の重要な課題となっています。

このことから、日常生活や通常の事業活動から排出される廃棄物の量を減らすことを基本に、廃棄物が適正に処理されるよう必要な施策を講ずることが必要であることを示したものです。

・「資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用」とは

環境への負荷の低減を図るためには、廃棄物の減量とともにリサイクルを推進し、資源の再利用を図ることが重要であることを示したものです。

また、エネルギーについても、廃棄物と同様、エネルギーの使用量をできるだけ減らすことを基本に、省エネルギーやエネルギーの効率的な利用を進めることが重要であることを示したものです。

(環境管理体制の整備等)

第17条 町は、物の製造、加工又は販売その他事業活動を行う事業者が環境への負荷の低減を図るため、その事業活動を行うに当たり自主的に環境管理に関する体制の整備を推進することができるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

【趣旨】

自主的に環境管理に関する体制の整備を推進することができるように、必要な措置を講ずることを明記します。

【説明】

・「環境への負荷の低減を図るために」とは

再生資源やその他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用のことを指し、原材料としては古紙、カレット(ガラスくず)、製品としては再生資源を利用した製品、容器、包装材、燃焼効率のよい自動車、役務としては公共交通の利用や物流における共同輸配送など輸送の合理化された

サービスの利用などが挙げられます。

・「必要な措置」とは

町自らが再生資源等環境への負荷の少ない製品等の利用に努めること、環境への負荷の少ない製品等に関する情報を、これらを利用する町民、町民団体及び事業者適切に提供することなどをいいます。

なお、町の取組については、現在既に一部の事務用品についてグリーン商品の購入を進めていますが、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)第10条において、地方公共団体が年度ごとに環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)の調達方針を作成し、当該方針に基づいて物品等の調達を行うための努力義務が課せられており、本条はこれを踏まえた取組の推進を規定しています。

(環境教育の振興等)

第18条 町は、関係機関及び民間団体等と協力して良好な環境の保全及び創造に関し、教育及び学習の推進並びに広報活動の充実を図ることにより、町民及び事業者がその理解を深め、良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

今日の環境問題は通常の経済活動や日常生活に起因するところが多く、今後、経済活動のあり方や生活スタイルを環境への負荷の低減の観点から見直していくことが必要となっています。その解決のためには、関係機関及び民間団体等との協力によって、人と環境の関わりなどについての認識や理解を深めるとともに、環境に配慮した活動を行う意欲が促されることが必要であり、このような観点から、環境に関する学習及び教育を積極的に推進していくことを規定しています。

【説明】

・「教育及び学習」とは

「学習」という用語は、「教育」の受け手として行われる「学習」という意味と、自然と触れ合うことなど環境と関わる自らの行動を通じて自発的に行われる「学習」という意味の双方を持つものです。環境についての理解を深めるためには、特に後者の「学習」が欠かせないことにかんがみ、「学習」を特記したものです。また、「教育」には、学校での教育、家庭での教育、勤労の場所での教育、その他公民館、図書館、町内会等地域社会で行われる教育が含まれます。

・「推進」とは

推進例としては、次のようなものが想定されます。

(1) 資料の提供

環境教育指導資料の作成・普及
資料の提供を通じた指導手法の普及
指導のための資料・教材等の作成

(2) 施設の整備

自然教育・学習に利用できる施設の整備(例:自然公園、自然観察の森等)
社会教育・学習に利用できる施設の整備(例:地域環境学習センター等)

(3) 人材の確保

既に能力と実績を有する者の活用(環境アドバイザー等)

(4) その他

自然環境の中で行う自然教室の実施等

(良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進)

第19条 町は、町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化運動、環境美化活動及び再生資源に係る回収活動、その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化運動、環境美化活動及び再生資源に係る回収活動、その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に関し、必要な措置を講ずることを規定しています。

【説明】

・「自発的」とは

規制を遵守する場合も含め、環境保全に取り組む際の一般的姿勢を示すものとして、解説中の他の箇所では「自主的」という用語を用いているのに対し、本条において「自発的」としているのは、規制、指導等の行政による関与がなくとも活動が行われるという意味です。

・「必要な措置」とは

必要な支援としては、以下のようなものが想定されます。

(1) 知識の普及

- ・パンフレット・書籍の教材の作成・配布
- ・講演会、シンポジウム等の開催
- ・指導者・助言者の紹介・派遣 など

[普及されるべき知識の具体的内容]

- ・事業活動に伴って生じる環境への負荷の低減させるために必要な知識
例 自らの事業活動に伴って生じる環境への負荷を低減させるための方策があるのか
例 生活排水を浄化するためにどのような方策があるのか
- ・その他環境の保全のための措置を講じるために必要な知識
例 どのような種類の樹木が大気浄化能力が高いのか
例 どのような種類の樹木を植えれば野鳥が増えるのか

(2) 望ましい活動の推奨

- ・望ましい活動の表彰
- ・望ましい活動の認定 など

(3) 民間団体等が行う事業に対する資金助成

- ・環境保全に重要な意義を有する実践活動事業
- ・町民に対する環境保全に関する啓発・普及事業
- ・環境保全活動に関する調査研究事業 など

(4) その他

- ・人材育成のための研修会 など

・「民間団体等」とは

行政区(町内会・自治会)、PTA、高齢者団体、子ども会、文化団体、スポーツ団体、ボランティア団体、福祉団体、環境団体、まちづくり団体などを示しています。

〈町民の参画〉

民間団体については、それぞれの目的を持った様々な団体が存在し、独自の目的に対する活動が

行われています。本条例においては、公益的活動を行う団体が、環境への取組を推進することを規定しており、その団体の環境保全活動により多くの町民を取り込むことによって、活動の活性化を図るものです。一方趣味のサークル活動団体などへも呼びかけ等を行い、幅広い町民の参画を求めています。

(情報の提供)

第20条 町は、第18条の良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の町民団体等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

【趣旨】

町民や事業者及び民間団体等が必要な情報を入手できるよう、町が、環境の状況や環境保全活動の事例等の情報を収集し、提供することを規定しています。

【説明】

・「環境の保全及び創造に関する必要な情報」とは

「情報」としては、次のようなものが想定されます。

* 環境の状況に関する情報

大気、河川等の水質などに係る環境基準の達成状況、自然環境の状況、自然公園等に関する調査研究データなど

* 活動等に関する情報

環境保全活動を実践する個人・団体や人材等に関する情報、リサイクル・減量化などの取り組み状況、環境学習施設に関する情報、環境保全に関する各種イベント情報など

* その他

環境に関する文献情報、ビデオ等の教材情報、事業者が行った環境影響評価に係る情報など

・「必要な情報を提供するように努める」とは

必要な情報が広くいきわたるように情報提供を行うという意味であり、「努める」としたのは、町が情報を保有していない場合や、個人や法人に関する情報を提供する場合に、個人情報保護や企業秘密を侵害しないように配慮すべきことを考慮したものです。

(環境の状況の把握等)

第21条 町は、監視、測定等の実施により環境の状況を的確に把握するとともに、環境の変化及びこれに伴う影響の予測に関する調査及び研究その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施しなければならない。

【趣旨】

監視、測定等の実施により環境の状況を的確に把握するとともに、環境の変化及びこれに伴う影響の予測に関する調査及び研究その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施することを規定しています。

【説明】

・「監視、測定等」とは

「監視」:継続的に環境の実態、施策の実施状況等を把握することです。

(例)大気、水質の常時監視など

「測定」:有害物質の濃度等の状態を表す量を把握することです。

(例)排出水の汚染状況の測定、騒音の測定など

「試験」:実験等により、物の性質等を調べることです。

(例)化学物質の分解度、濃度、毒性等の試験など

「検査」:有害物質の濃度等が特定の基準規定に適合しているか否かを調べることです。

(例)大気汚染防止法に基づく立入検査、浄化槽法に基づく水質検査など

【参考】現在町が実施している業務

① 公共水域水質調査

事業場から公共水域への排水について監視するため、また環境への状況を把握する目的で実施しています。

② 道路交通騒音調査

住宅地等での生活に関連する環境騒音、幹線での自動車等の走行に伴う道路交通騒音について環境の状況を把握する目的で実施しています。

③ 地下水水質調査

本調査は町内の地下水の現況を把握すること、並びに汚染等の変化の予測に関する基礎資料として平成元年度より実施しています。

・「環境の状況を的確に把握」とは

町が行う監視等の結果や国や他の公共団体が行う監視等の結果を用いて、環境の状況を把握することです。

・「必要な調査及び研究」とは

町で行う定期的な監視等だけでは把握できない環境の状況についての調査を指します。

例えば、大気環境調査などの地域を限った調査や期間を限った調査などがあります。特に、自然環境について新たに施策を実施していくためには、自然環境や地球環境等、常時監視などの手法が確立していない分野について、現在の状況を必要に応じて適切に把握することが重要であり、環境変化の原因究明に関する調査、環境保全技術の現状・将来動向に関する調査などさまざまなものがあり、環境保全施策の策定のためには広範な領域にわたる調査を実施していく必要があります。

なお、調査及び研究には、町が自ら行うもののほか、町が外部に委託して行うものなども含まれます。

(国、県及び他の地方公共団体等との協力)

第22条 町は、良好な環境の保全及び創造に関し広域的な取組みが必要とされる施策について、国、県及び他の地方公共団体等と協力し、その推進に努めるものとする。

【趣旨】

広範にわたる環境問題などに適切に対処していくために、町は、町域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、広域的な取組を必要とするものについては、一市町村だけではその対応が難しいことから、環境基本法第40条の規定を踏まえ、町としても国や他の地方公共団体と協力して、積極的に良好な環境の保全等の推進に努めることを規定しています。

【説明】

・「広域的な取組みが必要とされる施策」とは

具体的な事例としては、自動車等による排出ガス対策、流域下水道事業、環境学習等の広域開催、町村会等の会議などが想定されます。

・「協力」とは

個々の施策や事業における費用負担などのほか、一般的、抽象的な意味での協力関係として規定したものであり、情報交換や事業実施に当たっての協議なども含んでいます。

・「努めるものとする」とは

「努める」としたのは、協力や連携を行うに当たっては、相手側の意向や体制など配慮すべき事項があるためです。

【参考】環境基本法第40条(国及び地方公共団体の協力)

国及び地方公共団体は、環境の保全に関する施策を講ずるにつき、相方協力するものとする。

(地球環境保全の推進)

第23条 町は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

2 町は、国県、他の地方公共団体、民間団体等その他関係機関と連携し、地球環境の保全に資する情報の提供、環境の状況の監視及び測定等を実施することにより、地球環境の保全に資する国際協力を推進するよう努めるものとする。

【趣旨】

地球温暖化の防止、オゾン層の保護など地球環境問題の解決のため、行政はもとより、町民及び事業者一人ひとりが、日常生活や事業活動における環境への負荷の低減について、自ら考え行動することが必要なことから、町としても地球環境の現状を認識し、地球環境保全に資するための施策を推進することと規定しています。

【説明】

・「地球温暖化の防止、オゾン層の保護」とは

地球環境問題については、環境省がこれを説明する際に9つの事象として次のように例示しています。

①地球温暖化 ②オゾン層の破壊 ③酸性雨(雪) ④野生生物種の減少 ⑤海洋汚染 ⑥有害廃棄物の国境を越えた移動 ⑦熱帯林の減少 ⑧砂漠化 ⑨開発途上国の公害問題

・「地球環境保全に資する施策」とは

省資源・省エネルギーや自家用車の使用自粛など直接的に地球環境の保全に寄与するものだけでなく、直接の目的は異なっても、間接的に地球環境の保全に役立つものも含めた意味であり、例えば、資源の有効利用の観点からの自然エネルギーの活用など、結果的に地球温暖化や酸性雨の対策となるものや、国等への働きかけを行うものも含まれています。

積極的に推進地球環境問題は、通常、社会経済活動や日常生活に起因していることから、社会経済システムのあり方やライフスタイルの見直しが必要との認識に立った施策の推進が必要です。

・「国際協力を推進」とは

地球環境保全は、一国、一地方公共団体の取組でできるものではなく、町としては、関係機関、団体等と連携し、地球環境保全に関する情報の交換等を通じて国際的な協力・連携を進めていくという意味です。

(財政上の措置)

第24条 町は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずることを規定しています。

第4章 巨理町環境審議会

(設置及び所掌事務)

第25条 良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項について審議するため、巨理町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること
- (2) その他良好な環境の保全及び創造に関する重要事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属せられた事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第26条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による町民の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が適当と認めた者

(任期)

第27条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員が、前2項の要件を欠に至ったときは、委員を辞任したものとみなす。

(会長及び副会長)

第28条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第29条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、町民生活課において処理する。

【趣旨】

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び環境基本法第44条の規定に基づき、町における良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項を審議させるため、附属機関として審議会の設置を規定しています。

【説明】

・「審議」とは

環境基本計画等の審議のほか、環境基本計画を受けて実行計画や施策の実行が、良好な環境の保全等や持続可能な地域社会の構築に向けて、どの程度実現されたかについて、その進捗状況の点検評価も行うものです。

・「町長に意見を述べることができる」とは

環境審議会は、諮問に基づかない場合でも調査審議等を行う必要もあり、町長からの諮問がなくても、審議会として審議を行い意見を述べることを定めたものです。

・「委員」の人数

委員数については、十分な議論を円滑に進めるための人数としました。

【参考語句説明】

附属機関

地方自治法第138条の4(委員会・委員及び附属機関の設置)及び同法第202条の3(附属機関の職務権限・組織等)の規定に基づく「附属機関」です。「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」と規定されています。

環境基本法第44条(市町村の環境保全に関する審議会その他の合議制機関)においては、「市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。」と規定されています。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

((施行期日))

1 この条例は、交付の日から施行する。

(巨理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 巨理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成3年巨理町条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表情報公開・個人情報保護審査会委員の項の次に次のように加える。

環境審議会委員	同	6,400円
---------	---	--------